

箕面浄水場中央監視制御システム他更新維持事業 に関する基本協定書（案）

箕面市上下水道企業管理者（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）及び▲▲▲（以下「共同参加者」という。）は、箕面浄水場中央監視制御システム他更新維持事業（以下「更新維持事業」という。）に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、更新維持事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 発注者は、次の事業を受注者に発注するものとする。

- (1) 箕面浄水場中央監視制御システム他更新工事
 - (1)-1 内訳 箕面浄水場中央監視制御システム他更新設計業務委託
 - (1)-2 内訳 箕面浄水場中央監視制御システム他更新工事
- (2) 箕面浄水場中央監視制御システム他維持管理業務委託

（工期及び履行期間）

第3条 前条の発注にかかる工期及び履行期間は次のとおりとする。

- (1)-1 前条第1-1号の工期は、契約締結日から令和9年3月16日までとする。
- (1)-2 前条第1-2号の工期は、令和9年4月1日から令和11年3月9日までとする。
- (2) 前条第2号の業務の履行期間は、令和11年4月1日から令和21年3月31日までとする。

（契約の締結等）

第4条 発注者と受注者及び連帯受注者は、本協定書のほか、次の契約を締結する。

- (1) 箕面浄水場中央監視制御システム他更新工事請負契約（受注者と締結）
- (2) 箕面浄水場中央監視制御システム他維持管理業務委託契約（共同参加者と締結）

2 前条の契約は、更新維持事業の受注者及び連帯受注者の落札決定の通知があった日の翌日から起算して10日以内（休日等を含まない。）に締結する。

（債務不履行等）

第5条 発注者及び受注者並びに共同参加者は、本協定書の義務を履行しないことにより相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負う。

2 発注者及び受注者並びに共同参加者は、相手方が本協定書の義務に違反し、その是正を求め催告したにもかかわらず相当期間内に違反を是正しない場合には、本協定書を解除することができる。

3 前条第1項第1号の「箕面浄水場中央監視制御システム他更新工事請負契約」が同契約書の規定に基づいて解除されたときは、本協定書及び前条第1項第2号の「箕面浄水場中央監視制御システム他維持管理業務委託契約」も同時に解除するものとする。

4 「箕面浄水場中央監視制御システム他維持管理業務委託契約」が同契約書の規定に基

づいて解除された場合には、前条第1項第1号による「箕面浄水場中央監視制御システム他更新工事請負契約」に影響を与えないものとする。

- 5 前項において、受注者は契約が解除された場合、速やかに新たな共同参加者等を参加させるための働きかけを行い前条第1項第2号の契約の締結を実現することとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 発注者及び受注者並びに共同参加者は、相手方の事前の承諾なく本協定書上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(支払い)

第7条 発注者は、第4条第1号が履行期間内に業務を完了したときは、受注者に対して正当な手続きを経て契約書に記載されている金額の支払いを行うこととする。また、発注者は、第4条第2号が履行期間内に業務を完了したときは、単年度毎に共同参加者に対して正当な手続きを経て契約書に記載されている金額の支払いを行うこととする。

- 2 前号による各支払いが完了した後も、発注者及び受注者並びに共同参加者は更新維持事業を完遂するため一切の責任を免れるものではない。

(秘密保持等)

第8条 発注者及び受注者並びに共同参加者は、更新維持事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、更新維持事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者並びに共同参加者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者並びに共同参加者が本協定書に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者並びに共同参加者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署又は金融商品取引所の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者及び共同参加者のアドバイザーに開示する場合

- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、更新維持事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(有効期間)

第9条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日より第3条第2号の履行期間満了日までとする。

- 2 本協定書が終了した場合であっても、第5条第1項、第6条、前条及び次条の定めは有効に存続するものとする。

(裁判管轄)

第 10 条 本協定書に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 11 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書に疑義が生じたときは、発注者及び受注者並びに共同参加者 3 者協議の上、これを定めるものとする。

令和 年 月 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路三丁目 1 番 8 号

箕面市上下水道企業管理者 藤 田 豊

受 注 者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

共同参加者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名